

＜基本財産の処分承認申請書類一覧＞

○・・・原則として提出が必要なもの △・・・該当する書類がある場合に提出が必要なもの （正本1部、副本1部を提出）

	区 分 提出書類(※1)	不動産の 売却等	建物の 取り壊し	現預金 等の 取り崩し	備 考
1	申 請 書	○	○	○	
2	理事会議事録(写) 及び 議案書・議案資料(写) (※2)	○	○	○	議案書・議案資料は基本財産の処分に 係る部分及び評議員会の招集に係る部 分のみで可
3	評議員会議事録(写) 及び 議案書・議案資料(写) (※2)	○	○	○	議案書・議案資料は基本財産の処分に 係る部分のみで可
4	不動産登記事項証明書	○	○	—	正本は原本, 副本は原本証明した写し でも可
5	残 高 証 明 書	—	—	○	正本は原本, 副本は原本証明した写し でも可
6	不動産の価格評価書	○	—	—	市町村, 銀行発行の評価書又は不動産 鑑定書等 正本は原本, 副本は原本証明した写し でも可
7	売買価格等を証する書類	○	—	—	売買仮契約書(写)又は買取確約書 (写)等
8	売却金等の使途計画	○	—	○	
9	図 面	○	○	—	平面図・配置図 (処分物件を色分けしてください)
10	施設建設(改築)計画書	△	△	△	

上記の提出書類のほか、必要に応じて社会福祉法第59条の規定により届出されている書類についても内容を確認します。

(※1) 提出書類のうち(写)とあるものについては、原本証明が必要になります。また、上記は通常想定される場合の提出書類であり、変更の内容によっては追加書類の提出が必要な場合があります。

(※2) 決議の省略の方法により行った場合は、議事録の他に提案書や同意書(理事会については監事からの異議がないことの確認書を含む)の写しの提出が必要です(全て原本証明が必要)。

《注意》

補助金の交付を受けて整備されている財産を処分する場合には、本申請の他に別途手続きが必要となる場合があります。詳細については補助金の交付元に確認し、適切に手続きを行ってください。